

第二次世界大戦における日本赤十字社の衛生支援

——ビルマ派遣救護班にみる制度と実態——

川原由佳里

日本赤十字看護大学

受付：平成27年5月21日／受理：平成27年8月20日

要旨：本稿では第二次世界大戦における日本赤十字社救護班（以下日赤とする）の衛生支援の制度と、ビルマに派遣された16個の救護班の活動の実態を明らかにすることを目的とした。日赤の戦時衛生勤務はあらかじめ人員材料、資金などの準備に基づくものであり、戦傷者を敵味方なく救護するという目的のため、安全や兵站の提供に関して軍の協力を得て行うものであった。ビルマ戦で動員された看護婦は熱帯地方特有の伝染病が多く発生する劣悪な環境で、補充交代もままならず、前線ではないはずの兵站病院が爆撃を受け、命の危険にさらされ、大勢の栄養失調患者や外傷患者の看護を行った。編成時の救護員人数374名のうち死者行方不明者は29名であった。

キーワード：ビルマ戦、日本赤十字社、看護、衛生支援、制度

はじめに

第二次世界大戦中、国内外の戦傷病者を救護するために編成された日本赤十字社の救護班は960班、延べ33,156人である。ビルマ（現ミャンマー）には日本赤十字社（以下、日赤とする）が編成した16個の救護班が派遣された。派遣された看護婦たちは、ビルマ各地の兵站病院で、毎日のように空爆を受けながら外傷や感染症と栄養失調の患者の看護を行った。敗戦の色が濃厚となった1945（昭和20）年2月から4月にかけては、陸路・海路を通じて隣国タイに向けて脱出した。食糧は尽き、マラリアの熱にうなされながら行軍したものの、途中、ゲリラに狙撃され、河に流されるなどして命を落とすものもいた¹⁾。

本稿はこの大戦において日赤と陸軍が定めていた衛生支援²⁾の制度とビルマにおける実態を明らかにすることを目的とした。16個班の看護婦がビルマに滞在した1942（昭和17）年3月から1945（昭和20）年4月までの間に焦点をあて、日赤の戦時衛生支援に関する法規、救護班の召集と編

成、国外への派遣、手当及び配給、傷病と看護、救護員の病気・死亡補充交代、軍人軍属・邦人・現地人との交流などの諸制度とビルマにおける実態について述べる。

過去、この大戦における日赤の衛生支援に関する研究は、法令や規則、政府や軍との関係を解明するものが大部分であった³⁻⁸⁾。ビルマ等の地域毎に救護班の活動を俯瞰的に分析したものは少なく⁹⁾、救護班の活動の枠組みとなった諸制度とその実態を調査したものは管見の限り見当たらない。救護看護婦の記した体験記がいくつかあるが、彼女らの悲惨な体験の背景にあった日常の活動とそれを支えた制度を知ること、戦争と看護を理解するうえで重要と考えた。

研究では、一次史料であるビルマ派遣の16個班の業務報告書（日本赤十字社所蔵）、軍の衛生及び日赤の救護関係史料、体験記、筆者が独自に行ったビルマに派遣された4名のインタビューをもとに、救護に関する制度と日常的な活動の実態を記述、分析した。研究実施にあたっては日本赤十字社から史料の利用に関する許可を得、インタ

ビュー調査については研究者の所属する機関の倫理審査の承認〈研倫審委第2008-61〉を受けて実施した。

1. 日赤の戦時衛生支援¹⁰⁾

1) 日赤の戦時衛生支援に関する法規、軍との関係

1859年のソルフェリーノの戦いをきっかけに、戦傷者を国籍の別なく救う救護組織の必要性から1863年赤十字規約が採択された。この規約は、各国赤十字社は民間の救護組織として戦時における軍の衛生活動を支援する、各社は各国政府とあらかじめ取り決めを交わしておき、実際に活動するに際してはその都度政府に容認してもらい、軍の要請あるいは承認によって救護員を派遣し、派遣先では救護員は軍の指揮下に入るというように、政府及び軍との関係を規定していた¹¹⁾。1864年には国際条約である赤十字条約(ジュネーブ条約)が締結され、同条約により戦地の仮病院や後方の陸軍病院などの軍の衛生施設、衛生要員、傷病者、救護活動を行う住民を局外中立の存在として保護すべきことが規定され、次いで1906年改正により民間救護組織の、1929年改正により赤十字社の保護が明示された。

日本では、1877(明治10)年の西南戦争時に日赤の前身、博愛社が設立された。趣意書には各国赤十字社にならって敵味方なく収容、治療を行うことともに、官府の法則を遵守し、陸海軍の指揮を受けて活動することが明記されており、1886(明治19)年日本政府が赤十字条約に加盟した後、博愛社は日本赤十字社と改称した。

日清・日露戦争を経て、日赤に対する軍の権限が強化された。1910(明治43)年勅令第228号による日本赤十字社条例の改定により、陸海軍大臣が日赤の社長・副社長を奏任¹²⁾、病院の開設移転または閉鎖の認可、資産帳簿の検査を行うことになった。また救護員の身分が定められ、書記、看護婦長は下士官に、看護婦は卒(兵)に准する待遇になった。1938(昭和13)年勅令第635号により日本赤十字社条例は日本赤十字社令と改称され、第7条ノ2で陸海両相が戦時、平時の区別なく、日赤の事業に関して「監督上必要なる命令な

すことを得」ることが明示された¹³⁾。

1939(昭和14)年には、陸軍大臣通達により、戦地衛生勤務につく日赤救護員は、陸軍の指揮下に入るときは当該部隊長の命により宣誓させ、指揮下を離れるときまでは軍属となることが定められた。これについてはすでに日露戦争開戦前に指令¹⁴⁾が出ていたが、あらためて救護員は非戦闘員ではあるが、宣誓した場合には陸軍刑法及び懲罰令の適用を受けることになった。

2) 日赤救護班の準備計画と救護員養成

日赤の救護班の準備数は、河合¹⁵⁾が明らかにしているように、軍との協議のもとに日赤の戦時救護規則で定められ、日中戦争以前は陸軍に177個、海軍には12個、うち救護看護婦組織は179個班となっていた。日中戦争以降、日赤は陸軍省医務局医事課の担当となり、1940(昭和15)年2月には同課と日赤久我救護部長¹⁶⁾との協議のもとに準備数は、戦時救護規則の改定をとともなく陸軍に400個班、海軍に30個班となり¹⁷⁾、1942(昭和17)年7月の戦時救護規則の改定により、救護班の個数は明示されず、陸海軍大臣の承認を経て社長が定めることになった。日赤は1939(昭和14)年6月までに計201個と、所定準備数を超える救護班を編成していたが、それから1945(昭和20)年の敗戦までにそれまでの3倍を超える約700個の救護班を編成して派遣した¹⁸⁾。

1940(昭和15)年改正の日本赤十字社戦時救護規則では、日赤の救護員には救護総長、救護本部長、救護本部副長、参与、救護部部長、救護部部員、救護部課員、救護医長、救護医員、救護調剤員、救護書記、救護調剤員補、救護看護婦監督、救護看護婦副監督、救護看護婦長、甲種・乙種・臨時救護看護婦が含まれた。救護団体には看護婦組織による救護班、病院船、病院列車の3種類があり、そのうち看護婦組織による救護班はビルマに派遣されたものに相当し、規則上は班長である救護医長1名、班員である救護看護婦長1名と班員20名の計22名で編成され、必要に応じて救護調剤員、救護書記、通訳及び使丁を配置できると定められていたが、実際には医員の不足から医長

は含まれず、班長は書記もしくは救護看護婦長が務め、各班に使丁1名が配置された。病院船の配置は計67名、病院列車の配置は計28名であった。

救護看護婦の不足を補うために日赤がとった方略はこれまでの研究でも明らかにされている通りである¹⁹⁾。1940（昭和15）年に従来の救護看護婦生徒を甲種とし、新たに乙種救護看護婦生徒の養成を開始、1942（昭和17）年には赤十字の看護婦養成所以外の出身者で赤十字病院にて講習を受けたものを臨時救護看護婦として採用した。救護看護婦生徒の就学期間の短縮や繰り上げ卒業、そして婦長候補生の繰り上げ卒業も行った²⁰⁾。看護の質の低下は免れなかった。

2. ビルマへの救護班の派遣

1) 派遣命令と理由

日赤救護班の派遣に際しては、戦時においては野戦衛生長官が救護員の人員を定め、兵站総監に上申し、陸軍大臣はその派遣を日赤社長に命じるようになっていた²¹⁾。表1はビルマへの4回にわたる救護班の派遣状況をまとめたものである。派遣命令には書記、看護婦長、看護婦、使丁の人数が明示されており、支部ではこれにしたがい救護班を編成した。

①第1回の派遣

1942（昭和17）年1月14日陸軍密第303号の陸軍大臣から日赤社長への派遣命令による²²⁾。派

遣要請の理由には「あ号作戦に伴う患者収療の為速やかに南部仏印及び台湾に収容施設を拡充する要あるも、之に要する衛生機関の臨時編成もしくは衛生部員の臨時増加は急速実現やや困難なる状況にあるを以て、とりあえず救護班を派遣し、看護力を増強し、患者収療業務を幫助せしめんとするため」とある。

あ号作戦とは、別名、南方作戦と呼ばれ、太平洋戦争緒戦における日本軍の東南アジア及び太平洋各地への攻略作戦である。1941（昭和16）年12月8日の英領マレーとハワイの真珠湾攻撃への奇襲上陸をもって開始され、1942（昭和17）年5月のビルマ制圧をもって完了した。当初の計画を上回る早さで目標を達成した日本軍にとって、南方への衛生機関の整備が急務となっていた。

派遣先および救護班の数は、南方軍に20個班、台湾軍に10個班であり、輸送指揮官岸岡軍医少佐の引率のもと鹿島丸にて宇品港を出発した。そのうち第330（福井・岐阜合同）班、第337（香川・徳島合同）班の2個班がサイゴンでくじ引きによりビルマへの派遣が決定された。この2個班は1942（昭和17）年4月11日に護衛船に守られ、ラングーン（現ヤンゴン）に上陸した。

②第2回の派遣

第1回派遣の2個班とともにサイゴンに到着し、第25兵站病院に勤務していた第339救護班（高知）であり、4月30日にビルマ第15軍司令官の

表1 ビルマへの救護班の派遣状況

派遣	救護班	陸軍大臣による派遣命令	ビルマ到着
第1回	330, 337 (2個班)	1942（昭和17）年1月14日付 陸軍密第303号 あ号作戦（別名南方作戦）の患者収療のため	1942（昭和17）年4月11日 船でラングーン上陸
第2回	339 (1個班)		1942年（昭和17）年5月10日 船でラングーン上陸
第3回	364, 365, 366, 367, 368 (5個班)	1942（昭和17）年9月22日付 陸軍密第3621号 第一次アキャブ作戦防衛部隊の患者収療のため	1942（昭和17）年11月18日 船でラングーン上陸
第4回	486, 487, 488, 498, 490, 491, 492, 493 (8個班)	1943（昭和18）年10月13日付 陸軍密第6723号 い号作戦（第二次アキャブ作戦）及びう号作戦（インパール作戦）の患者収療のため	1944（昭和19）年2月21日 鉄道、船、トラックを乗り継ぎラングーンに到着

指揮下に入ることになり、うらる丸にてラングーンに向けて出発し、前の2個班に一ヶ月ほど後れて、5月10日に上陸した。

③第3回の派遣

1942(昭和17)年9月22日陸軍密第3621号通達、陸軍大臣より日赤社長への派遣命令による²³⁾。派遣理由には、岡部隊参謀長より兵站総監部参謀長宛、林部隊方面の看護力増強のため、日本赤十字社救護班の増加派遣について上申があったこと、かつ(陸軍大臣が)林部隊方面患者発生の現状より見て派遣の必要ありと認められたためと書かれている。第364救護班(群馬)、第365救護班(長野)、第366救護班(和歌山)第367救護班(愛媛)、第368救護班(福岡)の5個班369名が派遣された。

前述のあ号作戦は1942(昭和17)年5月中旬をもって終了したが、1942(昭和17)年末頃から英印軍がアキャブ正面(第一次アキャブ作戦)あるいはビルマ北部(チンデッド作戦)から、中国軍が昆明、雲南方面から進出し、激戦を展開していた。これら連合軍の反撃に対してビルマを防衛する部隊の看護のため、救護班が派遣されたのだった。輸送指揮官伊庭利治陸軍軍医少佐の引率により、瑞穂丸にて宇品港を出発し、1942(昭和17)年11月18日に船でラングーンに上陸した。

④第4回の派遣

1943(昭和18)年10月13日陸軍密第6723号の陸軍大臣からの日赤社長への派遣命令による²⁴⁾。派遣要請の理由は記載されていない。南方には10個班が派遣され、そのうち8個班がビルマに派遣となった。第486救護班(静岡)、第487救護班(岐阜)、第488救護班(石川)、第498救護班(広島)第490救護班(和歌山)、第491救護班(愛媛)、第492救護班(佐賀)、第493救護班(熊本)班である。引率官古谷軍医大尉の指揮下に入り、あらびや丸にて宇品港を出発、しばらくの間シンガポールで衛生勤務を行い、1944(昭和19)年1月16日にビルマに向け出発、船舶による輸送が危険なため鉄道、船、トラックを乗り継いで2月21日にラングーンに到達した。1944(昭和19)年の3月に間に合うように派遣されているところから

も、い号作戦(別名第二次アキャブ作戦)ならびにい号作戦(別名インパール作戦)の負傷者看護のための派遣であったと考えられる。

2) 救護班の召集、編成

表2はビルマに派遣された16個班の班番号、編成支部、編成人員、召集・編成・解散年月日を示したものである。

日赤救護班の編成及び解散の事務は、本部では日赤社長が、支部では当該地方の支部長が行った。陸軍に要する救護班の編成は、動員師団の師管区内にある救護班を充当した。1943(昭和18)年の3月時点で新設されたビルマ方面軍(森)は以下のとおりであり、救護班はこれらの師管区に沿って編成された。

直轄部隊 第53師団(安、京都)、第49師団(狼、京城)

第15軍(林) 第15師団(祭=敦賀)、第31師団(烈=甲府)、第33師団(弓=宇都宮)、第28軍(策) 第2師団(勇=仙台)、第54師団(兵=岡山) 第55師団(壮=四国善通寺)、

第33軍(昆) 第18師団(菊=久留米)、第56師団(龍=九州)(()内は通称と編成地)。

救護班は、原則として1支部が1個班を編成することになっていたが、時には隣り合った2,3支部が1個班を編成することもあり、この場合は香川・徳島合同班のように、合同の名前を付けた。班名は秘匿名で戦時中には知らされず、日赤広島支部で編成されたものを広島班と呼ぶように県名で呼んだ。またビルマには愛媛班、和歌山班が各2個来ていたが、この場合、早くビルマに着いた班に旧を、あとに着いた班に新をつけて、旧愛媛、新愛媛と区別した²⁵⁾。

ビルマへの第1~3回派遣救護班には戦時救護の経験のある看護婦が多く含まれていた。第365救護班(長野)の14名、第366救護班(和歌山)の7名、第368救護班(福岡)の9名が支那事変の救護活動に対して行賞されたものであった²⁶⁾。その一方で、これらの救護看護婦は年齢的にも家庭内で重要な地位にあるものもいて、「10歳を頭

表2 ビルマ派遣救護班の編成(単位:名)

班番号	編成支部	婦長	甲種	乙種	臨時	書記	使丁 ²⁷⁾	召集・編成・解散年月日
330	岐阜・福井合同	2	9		11	1	1	昭和17年2月8日召集2月9日編成, 昭和21年5月12日解散
337	香川・徳島合同	2	10	1	9	2	1	昭和17年2月8日召集2月9日編成, 昭和21年6月22日解散
339	高知	2	11		9	1	1	昭和17年2月8日召集2月9日編成, 昭和21年6月13日解散
364	群馬	2	13		8		1	昭和17年9月22日召集10月6日編成, 昭和21年7月10日解散
365	長野	2	14		6	1	1	昭和17年9月22日召集10月5日編成, 昭和21年7月10日解散
366	旧和歌山	2	13		8		1	昭和17年9月22日召集10月6日編成, 昭和21年7月10日解散
367	旧愛媛	2	12		8		1	昭和17年9月22日召集10月10日編成, 昭和21年7月10日解散
368	福岡	2	14		6		1	昭和17年9月22日召集10月10日編成, 昭和21年7月10日解散
486	静岡	1	12		8	1	1	昭和18年11月1日召集11月2日編成, 昭和21年5月16日解散
487	岐阜	1	9	5	6	1	1	昭和18年11月1日召集11月3日編成, 昭和21年5月17日解散
488	石川	1	14		6	1	1	昭和18年11月1日召集11月4日編成, 昭和21年5月21日解散
489	広島	1	14		6	1	1	昭和18年11月1日召集11月3日編成, 昭和21年7月5日解散
490	新和歌山	1	10		8	1	1	昭和18年11月1日召集11月3日編成, 昭和21年10月15日解散
491	新愛媛	1	12	2	8	1	1	昭和18年11月1日召集11月3日編成, 昭和21年7月14日解散
492	佐賀	1	9	3	7	1	1	昭和18年11月1日召集11月3日編成, 昭和21年7月15日解散
493	熊本	1	10		10	1	1	昭和18年11月1日召集11月3日編成, 昭和21年5月20日解散

(日本赤十字社所蔵ビルマ派遣16個班の業務報告書より筆者作成)

に3名の子ども²⁸⁾、「1歳8か月の幼児, 70歳を過ぎた両親²⁹⁾を内地に残すなど, 母や妻として役目を置いて応召したものも含まれた。

また第3回派遣の第364救護班(群馬)には, 臨時東京第一陸軍病院配属中の婦長以下6名が転入した。陸軍大臣からの派遣命令には, 日赤社長はやむを得ない場合, 内地陸軍病院及び陸軍軍医学校派遣中の適任者を派遣人員の一部にすることができるとの補足事項が記されており, 日赤群馬支部はすでに陸軍病院に派遣していた救護班の救

護員を転属させて, ビルマ派遣の救護班を編成したと考えられる³⁰⁾。

一方, 第4回派遣の救護班には若くて経験が少ない看護婦が多かった。第488救護班(石川)4名は満州や病院船での勤務の経験者であったが, 残り16名は初めて召集状を手にした人たちであった³¹⁾。第489救護班(広島)も婦長1名と看護婦4名のみが陸軍病院等での勤務経験を有し, あとは10月31日に繰り上げ卒業された新卒10名と臨時救護看護婦6名だった³²⁾。第493救護班(熊本)

は3名のみが戦時救護の経験者であった³³⁾。

また第4回派遣の救護班のうち468, 487, 489, 490, 491救護班の婦長は、繰り上げ卒業により東京の日赤の幹部候補生学校を1943(昭和18)年10月30日に卒業し、11月1日召集のため広島に集合した同期生であり、24歳という若い年齢の婦長も含まれた。婦長の数も2名から1名に削減された。

救護書記、使丁は男性であり、第3回派遣の5個班では救護書記を欠いた。これらの班では婦長2名のうち専任の婦長が書記の任務を代行した。インパール作戦開始時には婦長も多忙を極め、本社に書記の派遣を要望した。また第4回派遣の救護班のなかには65歳を超える使丁もいた³⁴⁾。戦場の拡大により、日赤は準備していた以上の救護班の編成を求められ、その結果、救護の質にも影響が及んでいた。

召集については、赤十字の看護婦であることを誇りに思い、お国の役に立てると喜んだと振り返る者が多かった³⁵⁾。一方で召集により支部に集合したが、乳飲み子がいるのでよもや動員されることはないだろうと思っていたら動員された者や、結婚のため応召されなかった人の代わりに召集された者もいた³⁶⁾。動員の強制性については支部の方針によってもまちまちであったと考えられる。

3. 救護班への手当と配給³⁷⁾

1) 給与

戦時衛生勤務に服する日赤救護員の給与は、

1937(昭和12)年から1941(昭和16)年末までの間は、日赤が支給していた³⁸⁾。しかしその間、表3に示したように、日赤の支出は年々増加、本社は支部の準備資金を1939(昭和14)年に3,562,197円と1940(昭和15)年に295,919円と2度にわたって組み替え、対応したが、1941(昭和16)年にはすべて支出しつくした状態になった。

そのため表4に示したように、1942(昭和17)年以降、戦地、外地、病院船に限り(内地と台湾を除く)、陸軍部隊に配属された日本赤十字社救護員の給与を配属部隊が支払うことになった^{39,40)}。支出区分については「日本赤十字社令第1条の補助の主旨に基づいて内地は除いた」という理由が付されている。

本俸の支給期間は、日赤の給与規則においては、召集地到着から召集解除の日までであり、陸軍においては、戦地および外地の場合には最終港湾を出発した日から、最初の上陸港湾に到着した

表3 救護準備資金支出状況(単位:円)

年度	前年度ヨリ	本年度受払		差引
	越	受	払	
12	212,184	105,680	215,680	102,184
13	102,184	4,000	104,000	2,184
14	2,184	3,562,197	1,161,706	2,398,307
15	2,398,307	295,919	2,691,806	2,420
16	2,420			0

(JACAR Ref.C06030026800. 昭和17年陸亜普大日記第4号, 1942(昭和17)年2月1日陸亜普82号(防衛省防衛研究所))

表4 救護班員の数及び給与負担区分表(単位:個班,名)

一、現在数

区分	班数	医員	薬剤	書記	婦長	婦	使丁	計
総数	178	71	25	165	390	4,016	150	4,817
内地	62	0	0	40	70	1,194	18	
台湾	10	0	0	10	20	201	10	

二、給与負担区分

軍給与	106	71	15	115	300	2,622	122
赤十字負担	72	0	0	50	90	1,394	28

(JACAR Ref.C06030026800. 昭和17年陸亜普大日記第4号, 1942(昭和17)年2月1日陸亜普82号(防衛省防衛研究所))

表5 日赤看護婦，陸軍看護婦の給与額（昭和17年4月10日）^{41,42)}

区分		定 額	現給額	適 用
日赤	救護看護婦長	甲額 100 円	60 円	戦時事変に際し自社救護団体編成要員として服務するもの
		乙額 85 円		
		丙額 75 円		
	救護看護婦	甲額 70 円	採用時 35 円 平均 42.5 円	戦時事変に際し自社救護団体編成要員として服務するもの
		乙額 60 円		
		丙額 50 円		
本社病院看護婦	30 円以上	採用時 35 円 平均 42.5 円		
	60 円以下			
支部病院看護婦	60 円以下			
陸軍	常時看護婦	55 円以内	40 円～45 円	平時陸軍病院に於て採用しあるものにして定員あり
	臨時看護婦	定額無し，	上に同じ	戦時事変等に際し，平時定員以外に採用するもの
		常時看護婦の		
代用看護婦	定額に準ず	戦時事変等に衛生兵の欠員を生じたる中その代用として採用するもの		

日まで、陸路の場合は戦地到着日から戦地を離れる日までであった。

表5に、昭和17年4月の日赤救護員の給与額を示した。ビルマ派遣救護班の業務報告書によれば、給与額は高い順に月額「甲一婦（甲種看護婦一級）75円」、「甲一婦70円」、「甲二婦65円」、「臨婦60円」「臨婦55円」、「臨乙二婦45円」などがある。使丁は日給で「1.90円」「1.70円」などがある。本俸は毎月定日に軍から支給され、伝染病手当も支給された。それ以外にも年度末賞与や臨時賞与、旅費も支給された⁴³⁾。事後の昇給、移動については陸軍大臣の認可を受けて配属部隊に通報された。

給与はほとんど留守宅に送金、あるいは貯金されたが、現地でも使用された。たとえば第364救護班（群馬）では、1942（昭和17）年のビルマ到着当初は需用費のうち雑費などの一部を支出していただいていたが、1943（昭和18）年中頃から物価が高騰してクリーニング代等の支払いにも支障をきたすようになり、以降、1946（昭和21）年のタイでの抑留期間を含む約3年間の需用費はすべて自費であった。

宿舎、糧食、菓餌、旅費は軍人軍属に準じて官

給され、それ以外は日本赤十字社が支弁した⁴⁴⁾。なお1944（昭和19）年8月18日には軍の命令により内地の陸軍部隊に配属された救護班についても、宿舎または糧食を官給できる場合には官給することができるという規定が加わった⁴⁵⁾。

2) 日赤からの貸与、給付、追送品

表6は救護団体に貸与・給付された材料の一覧である⁴⁶⁾。肌着、手套、靴下、襟・袖布、編み上げ靴が給与品である。ビルマに長期滞在した班では貸与・給与品が劣化、使用不可能になり支障をきたした。これらは軍に要望できず、日赤に対して追送品を要望しても、発送から半年近く経って到着することや、まったく届かないこと、あるいは梱包が破損し、表7に示すように中身が紛失され、半分以上が失われたこともあった⁴⁷⁾。

看護婦の衣服は1923（大正12）年陸普第4427号看護婦長及看護婦用被服制式にて定められていた。夏用のグレーの制服はサイゴンで支給された。1943（昭和18）年12月10日陸普第6312号（甲）の改正により、看護帽は「白寒冷紗」から「茶褐寒冷紗」に、看護略帽も「白キャラコ又ハ類似品」から「茶褐「キャラコ」又ハ類似品」に、

表6 救護班材料出納表(単位:個)

品目	数	品目	数	品目	数
冬衣袴	1	制帽	22	桐花章	100
夏衣袴	1	制服	22	前章	100
外套	1	外套	22	看護衣	66
雨外套	1	マント	22	作業衣男用	3
剣	1	夏帽	22	同婦用	66
剣帯	1	夏衣	22	作業袴	11
略帽	1	襟留	22	看護略帽	66
手袋	1	手套	22	救護員徽章	22
巻脚絆	1	胴締	22	衣服行李	23
編上靴	1	編上靴	22	水筒	23
冬肌着上下	2	冬肌衣上	22	飯盒	23
夏肌衣上下	2	同下	22	事務行李	1
襟布	2	夏肌衣上	44	雑囊	23
靴下	3	同下	44	上靴	23
		下衣	22		
		靴下白	66		
		同黒	44		
		襟布	22		
		袖布	22		

(第364救護班総報告書)

表7 第365救護班(長野)の補給品受領数(単位:個)

品目	数称	本社現品 発荷表	当班現品 受領表	発荷と 受領の差額
婦人用夏肌衣上	枚	42	30	12
婦人用夏肌衣下	〃	42	0	42
婦人用看護衣	〃	21	17	4
婦人用作業衣	〃	21	0	21
婦人用靴下	足	63	63	ナシ
男用靴下	〃	4	4	ナシ
男用肌衣	組	4	4	ナシ
上靴	足	23	23	ナシ

(第365救護班業務報告書)

看護衣の項中「白「キャラコ」を「茶褐「キャラコ」に改められた⁴⁸⁾。インパール作戦開始後の1944(昭和19)年4月中旬から7月にかけて、

救護班の看護衣、帽子、予防衣、略衣上下は草木色に染色された⁴⁹⁾。空襲を避けるためである。理由は不明だがカローの第486救護班(静岡)だけが1945(昭和20)年2月になっても白衣で勤務していた⁵⁰⁾。

ビルマに派遣された16個班のほとんどが、貸与品を返品できず、帰国後、亡失届を提出した。空爆による焼失、長期勤務による破損(タイや仏印での抑留時期を含む)、盗難、転進時における軍命令による焼却などが主たる理由である^{51,52)}。ただし一部の班では、制服、制帽、救護員章、桐花章の一部を返却した。連合軍の侵攻が間近となり、タイへ脱出を図った際にも、これらの救護員が身分証明となる制服、制帽、赤十字のブローチ(救護員章)を失わないよう携帯し続けたことによる。

その他、本社、支部の他、地方の篤志看護婦人

会、愛国婦人会から手紙、小包、慰問袋が送られた。慰問袋の中身は、お茶、煮干し、肌衣、靴下、化粧品、ネット、ピン、歯ブラシ、歯磨き粉、洗濯粉、団扇、航空はがき、郷土新聞、週刊誌、機関誌の「同方」、「少年赤十字」、「博愛」などである。救護班は日本からの手紙や小包を待ち焦がれており、「手紙小包等内地ノ香ニ接シ班員元氣百倍ス」と書かれている。

3) 軍からの貸与・加給品

軍当局からは兵食が支給された。献立では、朝は味噌汁と漬物、ごはんのみで、昼、夕も基本的にはおかず1品となっている。おかずにはシチュー、魚の煮つけ、カレー、八宝菜などがあった⁵³⁾。兵食であり、肉、野菜、芋等豊富にあるが味噌しょうゆは美味ではなかったと報告されている。時々、材料のみ支給を受けて、自分たちで調理して食した救護班もあった⁵⁴⁾。

1944（昭和19）年後半からは食料も不足するようになり、救護班では自活委員会を設置して、食糧の確保につとめた。自活委員会は植物班と動物班に分かれ、植物班では宿舎周辺の空き地を開墾、耕地は75坪に及び、余暇を利用して撒水を行いながら玉葱、唐芋、馬鈴薯、現地白菜、茄子、パパイア、とうもろこし、豆類などを栽培、動物班では十数羽から20羽の鶏を育て、一日に数個の卵を収穫した。これらは救護員が調理し、自ら食するとともに、班内の病弱者や重症患者に与えて体力増進につとめた。ビルマからの撤退直前である1945（昭和20）年2月15日にも、現地自活状況審査及び品評会が開催された⁵⁵⁾。北ビルマでは救護員であるにもかかわらず、夜陰にまぎれて民家の米蔵に徴発に行ったという班もある⁵⁶⁾。

その他、軍からは加給品として、甘味、まんじゅう、ビスケット、マンゴスチン、ランモスチン、パイナップル、ザクロ、バナナ、西瓜、サイダー、ビール、煙草（使丁）などが支給された。日用品では洗濯石鹸、化粧品、脱脂綿、燐寸、蚊取り線香、蠅取紙、箒、ろうそく、事務用品では紙、複写紙、綴り紐、雑記帳、封筒、消しゴム、インク、ペン先などが支給され、ときに本来であ

れば日赤が支給するはずの靴下や、ズック靴が加給されることがあり、国内から追送品が届きにくい状況で喜ばれた⁵⁷⁾。これらも徐々に支給されなくなり、生理用品にも事欠くようになった。

宿舎、被服・毛布などの物品は兵站病院が貸与あるいは支給した。転属になる際には一旦返品し、次の部隊からあらたに支給・貸与された。

4. 傷病兵の看護とビルマ人看護婦の養成及び採用

1) 日課・行事

表8は、第488救護班（石川）の業務報告書に掲載されていたラングーン到着当初の日課表である。まだ救護員の睡眠時間も確保されていた。毎朝、点呼、宮城遥拝、勅諭奉唱、黙禱、ラジオ体操が行われ、毎月8日は大詔奉戴日で、大東亜戦争（太平洋戦争）開戦の日（1941年12月8日）にちなんで国旗掲揚、君が代吹奏、宮城遥拝、詔勅・勅語の奉読などが行われた。

行事として1月1日元旦（遥拝式）、3月10日陸軍記念日、4月29日天長節、5月27日海軍記念日、7月7日支那事変勃発記念日、7月11日国旗日の丸制定記念日、8月1日ビルマ国独立記念日、9月23日秋季皇霊際、10月16日靖国神社臨時大祭、11月3日明治節、11月18日ビルマ上陸記念、11月23日新嘗祭、12月25日大正天皇祭、部隊編成1周年記念などが行われた。

2) 赤十字及び軍の訓示と指導

第4回派遣の救護班が出発する直前の1942（昭

表8 日課 森第2265部隊

起床	8:30
日朝点呼	8:30
朝食	9:30
昼食	14:00
会報	17:00
夕食	19:00
日夕点呼	21:30
消灯	22:30

（第488救護班（石川）業務報告書）

和17)年11月、宇品港での日赤広島支部長の訓示が記録に残されている。「軍に所属するからには全て軍属になるのでありまして軍律に従い行動し所属長の命令は絶対服従せねばならぬことは言ふまでもないのであります」、そして「赤十字精神を如実に現す機会に恵まれたものと存ずるのでありますから……多数将兵の感謝信頼を得ることができたなら皇軍全線の指揮振作に寄与すること甚大」⁵⁸⁾というもので、赤十字の人道博愛と報国恤兵の2つを柱とする教育が行われていたことは舟越が指摘する通りである⁵⁹⁾。そして彼女らの職務を支え続けたのが看護婦の精神教育の中心ともいえる救護員十訓であった⁶⁰⁾。

表9はビルマ到着時に受けた軍からの教育内容である。南方特有の疾病や予防法の他、空爆時の退避動作や救急処置の指導⁶¹⁾があった。以降、救護班には、定期的に衛生や軍隊内での行動に関する訓示や指導が行われた。

3) 傷病と看護の実際

業務報告書には患者に関する件は、1939(昭和14)年6月18日の輸普第200号により機密事項とされ、記載されていないが、体験記等から看護の実際を把握できる。

兵站病院の建物は、現地の病院や大学、英軍兵営などの接収した立派な施設を利用していたが、赤十字の標章を表示していても空爆を受けるため、ジャングルや林の中に転々と草葺のアンペラの小屋を立て、病室にしていった。病床の準備も救護班の仕事であり、患者が大勢運び込まれると、班員総出で準備にあたった。病室が広い地域に点在して建てられているため、患者の病室への収容や手術室への移動などの担架輸送が重労働になった。また勤務場所が宿舎から遠くなった。看護婦はそれぞれ診断助手、病棟日誌記録係、処置係、事務係、処方係、食事係、被服係などの分担を決めて勤務した。南方では雑役夫が少なく、看護婦が水汲みなどに多くの時間を割かざるをえず看護力の低下を招いた。しかし救護班が看護以外の仕事をすることは認められていなかった⁶²⁾。

後送されてくる傷病兵は、まず兵站病院の発着

所に運ばれ、診療及びカルテづくりの後、病室に収容された。患者は毛布でくるまれてくるが、全身に虱がわき、下痢の患者は便まみれであった。脱がした軍服をドラム缶で煮沸し、消毒後はすすいで絞り、干した。煮沸するときの臭いはきつく、煮沸後のすすぎや絞りも重労働で、雨季にはなかなか乾かない大変さもあった⁶³⁾。飯盒と、竹を切って一方に穴をあて尿器として与えた。排使用の紙の代用品として使う大きな木の葉を、ジャングルに入って集めてくるのも重要な日課の一つであった。患者を清潔にし、食事をさせ、十分に睡眠をとらせると徐々に回復するものもあった。

内科ではマラリアが大多数であり、脚気、胃腸炎、胸膜炎の患者が多かった。マラリアでは蚊の駆除が重要であり、予防薬の定期的な内服が奨励されたが守られていなかった。血液検査を行い原虫の種類や発育の時期を鑑定し、薬で治療を行った。脳症を起こしているものは危険なため抑制して治療処置が行われた。重症になると意識不明、昏睡状態となり、リコール(脳脊髄液)は黄色、かつ混濁し死亡した。脚気の患者も多く、足は象のように膨れ上がったがビタミンB粉末は少なかった⁶⁴⁾。インパール作戦後は食糧の不足による栄養失調症が増加した。精神病棟にも凄惨な戦場で精神疾患を発症した患者が次々と入院した。

伝染病病室にはマラリア以外の結核、アメーバ赤痢、痘瘡、腸チフス、コレラ、ハンセン氏病等の患者が入院した。アメーバ赤痢は検便により赤痢アメーバという原虫が検出されれば伝染病病棟に入室となった。患者は一日30~40回の激しい下痢と粘血便が出て、重症の場合は腸が腐り10センチ以上も肛門から黒く垂れ下がった。便器が間に合わず、臀部に穴の開いたベッドに寝かせたりもした。粘血便のついた軍服、ガーゼ、毛布を洗濯、煮沸消毒し、脱水が強い場合はリンゲルの大量皮下注射で補液を行った。赤痢に対する薬であるエメチンも十分とはいえなかった。食事係は口をうるおすためとお腹の痛みを和らげるために水筒にお湯をいれて渡して回った⁶⁵⁾。痘瘡患者やハンセン氏病患者はバラックに隔離収容され、看護婦が食事の配膳を行った。コレラ患者

表9 日本赤十字社救護班教育計画表 森第7005部隊

日	時間	科目	教官	場所	摘要		
22日	16:00	森軍医部長に申告		会報室			
	16:10						
	16:10	森軍医部長訓示					
	16:30	ビルマ事情の概要				高級部員 井上中佐	宿舎食堂
	16:30						
	17:30						
23日	11:00	防空教育	小松少佐				
	13:30	疾病の予防（主としてマラリア、 デング熱、赤痢）	大川中尉				
	16:00						
	17:00						
24日	11:00	防火教育	大久保中尉				
	12:00	防諜教育	八木中尉				
	12:00						
	13:00	「ビルマ」語	矢後囑託			助手として現地人看護婦を使用 することが可能	
	16:00						
	17:00						
25日	11:00	ビルマにおける衛生救護の特性	都甲少佐				
	13:00	予備					
	16:00						
	17:00						
26日		病室勤務，見学	診療主任 病棟主任	病棟	内科，外科に分け各一日とす		
27日							
28日	11:30	懇談	小松少佐 各教官	食堂	以前から配属救護班中より婦長 及び先任看護婦2名出席		
	12:00						
	14:00	終業式	会報室				
	15:00						

備考 一、第一日及び終業式には教官全員出席するものとする。服装は単独の単装にして略帯着用とする。看護婦は夏服とする。

(第488救護班(石川)業務報告書)

収容の小屋は患者がいなくなると焼却された。看護婦も感染予防のためにクレゾールの全身噴霧を行った⁶⁶⁾。

外科は機関砲破片創，機銃弾創を主として，蜂窩織炎，急性盲腸，痔疾も多かった。外傷患者の傷口は化膿し，異様な臭気を漂せており，繃帯をはずすと蛆虫がわいていた。蛆虫はピンセットで取るより方法がなかったが，医療品が不足する

と繃帯の代わりに紙を代用，蛆虫に傷口を食べさせてからピンセットで取り除く「蛆虫療法」が行われた⁶⁷⁾。外傷患者には必ず破傷風等の予防のための注射が行われた。手術は腸々吻合術切断術，皮膚縫合，虫様突起除去術，痔の手術等であり，手術日には患者を4名，5名と担架で移送，手術室は蒸し暑かった。

4) ビルマ人看護婦の養成と採用

陸軍の規定では、兵站病院にて衛生要員が不足する際には、現地人を教育し、雇用することが認められていた⁶⁸⁾。タウンジー、カローでは、現地のハイスクール出身の婦人80名を募集し、3ヶ月程度で教育、採用した。日赤の看護婦もビルマ語も覚えて教育に協力した。ビルマ人看護婦は総称してビル看さん、それぞれにはつ子、せつ子、まち子、さゆりなどと日本語の名前をつけられ呼ばれていた。婦長はラングーンのマッシュンスクールを出た女性で、父はカロー市長、母は有名な女性運動家であった⁶⁹⁾。ビルマ看護婦の宿舎は病院の近くにあり、専属の兵隊が舎監を務めた。日赤の看護婦がビルマ看護婦の宿舎で昼食を一緒にすることもあった⁷⁰⁾。

ラングーンではビルマ看護婦124名が働いていた(1945(昭和20)年2月)。1944(昭和19)年には第1回のビルマ看護婦養成を通じて11名に免状が与えられたが、戦況が悪いためにその後、養成は中止した。ラングーンにはビルマ人の治療を行う診療棟もあった⁷¹⁾。

プロームでは、タウンジーより同行してきた元ビルマ看護婦長と補助看護婦を中心に、軍がバツセイン地方で募集したカレン人80名を速成教育して採用した。これらカレン人の看護婦は、後にパウンデー分院に派遣されてきた第490救護班(新和歌山)とともに勤務し、撤退時に解職されて単独帰宅した。別れ際には「これから携帯することのできない衣類、その他の私物を、形見の意味も込めて貰ってもらい、お互いに手を取り合っ、今後再び会うことのない別れを惜しましました⁷²⁾」と述べている。

モールメンの第498救護班(広島)もカレン人のビルマ看護婦7,8名に軽症者の体温測定を担当してもらうなどして一緒に働いた。ビルマ看護婦はイギリス人から教育を受け、英語、さらに日本語も話せて優秀であり、敗戦時には故郷に帰したと証言している⁷³⁾。

5. 軍人軍属、邦人、ビルマ人との交流

日赤の看護婦はビルマ到着時にも万歳三唱で迎

えられ、傷病兵もみな日本女性の看護を受けられることを喜んだ。部隊では、編成記念式等に際して演劇、庭球、将棋、囲碁、卓球、相撲大会などが行われ、軍楽隊や慰問団、現地日本人学校の生徒による慰問もあった。看護婦も歌や踊り、劇などを演じて貢献した。その他、部隊は勤務の合間を縫って看護婦を町に連れて行き食事や映画鑑賞ができる時間をつくる、誕生日会を催して御馳走を振舞う、ピクニックに連れて行くなどもした⁷⁴⁾。しかし兵隊を含む男性との交流は限られ、兵隊から感謝の手紙が来ると開封させられ10円の罰金を払わされたという証言もある⁷⁵⁾。

また日赤の看護婦は現地邦人の企業や団体⁷⁶⁾から食事会に招待されたり、彼らから衣類、生地や靴を寄贈されたりもした。また同盟通信社、朝日新聞社、ビルマ新聞社、ラングーン放送局前線向放送等の座談会にも日本人女性の代表として出席した。

メイミョウでは、ビルマ王家からの要望で、王家を訪問し、看護婦が日本の歌舞を披露し、御馳走を振舞われ、そのお礼として招待をし、日本料理や生け花の鑑賞をしていただくなどの交流をした⁷⁷⁾。ビルマ看護婦との交流は先に述べたとおりだが、兵站病院では雑役のためにビルマ人やインド人が雇用されていた。ラングーンには患者慰問のためビルマ国婦人代表パーモ夫人他29名や、インド仮政府主席スバス・チャンドラボースの来院もあった。

日赤の看護婦は慰安婦とも出会っている。第4回派遣の救護看護婦の乗船したあらびあ丸には、門司に停留時、朝鮮女性が数十名乗船した⁷⁸⁾。書記は輸送中、慰安婦たちが滞在している部屋と、日赤救護班の滞在している部屋とを離してほしいと軍に要望した。慰安婦の出産にも立ち会った⁷⁹⁾。また軍はビルマからの撤退時に慰安婦を同行、敗戦後の収容所では看護婦の格好をさせて日赤の看護婦とともに業務にあたらせた。

6. 救護員の病気と死亡

1) 感染症と健康管理

救護員もマラリアやデング熱に数多く罹患し、

多いときは救護員の1/3が罹患し、勤務できない状況にもなった。特に、デング熱は免疫性ではないため繰り返し罹患し、しかも40度近い高熱が約1週間近くも続き、脳症を呈するものもいて容態が心配された。救護員から患者が多数発生することもあった。1944(昭和19)年4月には、ラングーンで勤務していた救護班9個班中、25名の赤痢患者を発生、これにより看護婦1名が死亡した。

ビルマでは救護員の健康管理のため、毎月、上官の指導のもとに体重測定が行われ、班員の平均値の変動が毎月の業務報告書で本社救護本部に報告された。また赤血球沈降速度、寄生虫検査、レントゲン検査⁸⁰⁾の他、コレラ、赤痢、ペスト、チフスなどの予防接種、種痘が実施され、マラリア予防服薬ヒノラミン錠の服薬、寄生虫検査で陽性者には駆虫剤が投与された。特に伝染病分室を担当した救護班ではほとんど毎月のように予防接種が行われた。

また救護員宿舎でも、食器消毒を励行、宿舎窓の開閉に注意して湿気を防止、蚊発生防止のため除草、汚水貯留を防ぎ石灰を撒布、清潔整頓及び官物の手入れを励行し、軍医部長による衛生視察や宿舎検査が行われた。また患者の被服類の蒸気消毒、藁布団の日光消毒⁸¹⁾も行われた。

救護員患者の疾患はマラリアやデング熱が圧倒的に多いが、それ以外にも急性扁桃腺炎や急性腸炎などにも罹患した。救護員にも病気や怪気による練兵休が与えられ、入院が不要な病気などで1～5日の練兵休が与えられた。救護員の場合も患者と同様、軽傷を一報患者、重傷を二報患者、

危篤を三報患者、死亡者を四報患者と呼んだ。

2) 救護員の補充交代

救護員の交代は、日赤の戦時救護規則第54条により、救護員の交代は日赤社長が陸軍大臣又は海軍大臣の認可を得なければ行うことができないことになっており、また傷痍疾病その他の事故により日赤に帰還または死亡した場合の補充交代については、配属部隊長が当該症状を記した診断書に救護員の帰還予定日を添えて、所管長官を経て、日赤社長又は同支部長に通報し、補充を請求することと定められていた⁸²⁾。内地還送は、戦地にて早期に治癒する見込みのないもの、内地における特殊治療を要するもの、再び軍務に服すことのできない除役見込みのものが対象であった。

表10に救護員の勤務日数と欠勤日数の平均、欠勤者一名あたりの欠勤日数の平均を、表11に救護班患者、内地送還、補充／編入の一覧を、表12に内地還送および死亡・行方不明の理由を記した。救護員一名あたりの勤務日数は平均1,019日であり、派遣期間における一班あたりの救護員患者延人数は平均992.4名であることから、ほぼ毎日1名の救護員患者がいたことになる。第3回派遣5個班の平均欠勤日数及び欠勤者一名あたりの平均欠勤日数が多いのは、この5個班がビルマのなかでも伝染病の罹患率の高いラングーンで長く勤務していたためと思われる。救護員患者に対する治癒の割合は89.2%、編成時の救護員総人数374名に対する死者・行方不明者29名の割合は7.75%である。内地還送の理由となる疾患には、結核性疾患が多く、次いで感染症、脚気、虫様突

表10 救護員の勤務日数と欠勤日数(単位:日)

	救護員全体		欠勤者一名あたりの平均欠勤日数
	平均勤務日数	平均欠勤日数	
救護班全体	1,019	48.0	65.2
第1, 2回派遣(3個班)	1,255	33.3	58.8
第3回派遣(5個班)	1,115	58.3	70.6
第4回派遣(8個班)	862	47.8	63.9

(日本赤十字社所蔵16個班の業務報告書より筆者作成)

表11 救護班患者、内地還送、補充／編入(単位:名)

班番号／編成支部		救護員患者							内地 還送	補充／ 編入	内地 還送後 死亡
		総勢	延人数	治癒	死亡	転出	残留	行方 不明			
330	岐阜・福井	17	864	15	0	2	-	-	8	8	-
337	香川・徳島	8	300	8	0	-	-	-	10	10	-
339	高知	17	300	16	1	-	-	-	4	3	-
364	群馬	24	2,187	20	0	3	1	-	4	1	-
365	長野	- ※1)									
366	旧和歌山	24	2,110	23	0	1	-	-	2	1	-
367	旧愛媛	16	869	14	2	-	-	-	9	6	1
368	福岡	30	1,305	30	0	-	-	-	8	7	1
486	静岡	9	420	9	0	-	-	-	-	4 ※2)	-
487	岐阜	11	664	9	0	-	-	1	-	-	-
488	石川	9	743	3	1	-	-	-	1	4 ※3)	1
489	広島	24	2,194	22	1	-	-	-	2	2	1
490	新和歌山	23名中死亡・行方不明15名 ※4)									
491	新愛媛	18	848	16	2	-	-	-	-	-	-
492	佐賀	10	574	10	0	-	-	-	-	-	-
493	熊本	5	515	3	2	1	1	-	1	-	-
	計	222	13,893	198	24 ※5)	7	2	1	49	38	4

※1, 4) 総報告書がないことによる。

※2) 昭和21年3月16日編入、同年5月19日各支部に帰還

※3) 昭和20年8月19日仏印にて編入、昭和21年5月19日解除

※5) 第490救護班(新和歌山)の死亡・行方不明15名を含めた

(日本赤十字社所蔵16個班の業務報告書より筆者作成)

起炎であった。結核性疾患で内地還送された救護員では、帰国後に治療の甲斐なく死亡したものが3名いた。

補充交代については、第1回派遣の第330, 337救護班では、長期服務や婦長候補生学校入校など、疾病を理由としない交代が行われた。これらの2班の書記は、業務報告書を通じて、ビルマは特に勤務状況が過酷であるとし、本社に向けて勤務交代や引き揚げの時期を検討してほしい、南方各地の救護班勤務の実情を視察してほしいなどの要望を出した。1944(昭和19)年9月には野戦衛生長官がラングーンで勤務中の救護班を訪れ、勤務期間が2年7ヶ月と長期にわたり、家庭に子どもを残して出征しているもの等、逐次後退するようにと指示があり、書記が交代請求人名簿を作成

し、日赤に提出した。

第2, 3回派遣の5個班では、主に疾病を理由に救護員の内地還送が行われ、ほぼ還送者の人数に応じた補充がなされた。一方、第4回派遣の8個班については、派遣後早い時点で発病した4名のみ還送され、終戦までに補充要員が到達できたのは1名のみである。1945(昭和20)年4月、本土における作戦準備のため、外地からの患者の還送は全面的に中止された⁸³⁾。

補充要員のビルマ到着も困難となった。補充要員としてビルマに送られるはずであった福岡1名、群馬2名、和歌山1名の看護婦4名は、戦況の悪化によりビルマに入国できず仏印で待機していたところ、終戦後、第486救護班(静岡)に編入された。また、それとは別に第488救護班(石

表 12 内地還送および死亡・行方不明の理由

内地還送の理由	名	死亡・行方不明の理由	名
結核性疾患	27	戦傷（空爆 2・撤退時英兵・ゲリラ兵による狙撃 11）	13
感染症	4	感染症（赤痢 5，撤退時 1）	6
脚気	4	結核性疾患（内地還送後，療養のいかなく死亡）	3
虫様突起炎	3	自決（終戦後ラングーン収容所にて）	2
戦傷	2	交通事故（終戦後仏印にて）	1
神経衰弱	1	原爆（内地還送後）	1
その他の疾患	6	行方不明	3
内科（消化器・循環器）	3	転進中，アマーバ赤痢悪化により行方不明	1
外科（整形）	1	渡河時，濁流に飲まれ，行方不明	2
婦人科	1		
眼科	1		
病気以外の理由	10		
婦長候補生入学	1		
補充交代（長期服務）	6		
徴兵・壮丁検査（使丁 2）	2		
本人願いにより現地解散（書記 1）	1		

（日本赤十字社所蔵 16 個班の業務報告書より筆者作成）

川)も看護婦 4 名を編入した。これら終戦後に編入された救護員は、帰国後に編入解除された。

救護員の死亡・行方不明については、当初は赤痢による死亡者が出たが、やがて戦況の悪化により兵站病院が空爆を受ける状況となり、戦傷による死亡者が出るようになった。赤痢による死亡者には、第 339 救護班（高知）の看護婦 1 名、第 367 救護班（旧愛媛）の看護婦 2 名、第 493 救護班（熊本）使丁 1 名などがいる。結核性疾患は多くが内地還送されたため現地での死亡者はでなかった⁸⁴⁾。空爆では、1944（昭和 19）年 10 月 13 日宿舎に直撃弾が落ち、第 493 救護班（熊本）の看護婦 1 名が、1945（昭和 20）年 5 月 27 日モールメン空襲の際、マラリアで病床中の宿舎に直撃弾を受け、第 367 救護班（旧愛媛）の看護婦 1 名が死亡した⁸⁵⁾。

ビルマでの死者行方不明者の多くは、1945（昭和 20）年 4 月には転進時に発生しており、そのほとんどが終戦間際になって唯一プロームに派遣され、敵に包囲されながらベグー山脈を越えてシタン河を渡り、逃げようとした第 490 救護班（新和歌山）の救護員であり、23 名中 15 名が死

亡、もしくは行方不明となった。撤退中、病死 1 名、英兵やゲリラ兵による狙撃で 11 名が死亡（自決を含む）、シタン河を渡る際に濁流に飲まれ 2 名が死亡、英軍に収容されてのちラングーンの収容所で看護婦 2 名が自決した。

撤退時の行軍は、病気の救護員にとっては致命的だった。先に撤退中に病死した第 490 救護班（新和歌山）の看護婦 1 名の他にも、第 487 救護班（岐阜）の使丁 1 名が行軍中、アマーバ赤痢に罹患、歩行困難となったため、第 4 患者療養所に入院させたが、その後行方不明となった。内地還送後、あるいは終戦後抑留中に死亡したものもいた。第 489 救護班（広島）の看護婦 1 名は、ビルマに向かう輸送船のなかで発病し、内地還送された後、療養中の広島陸軍病院で原爆にて死亡した。第 488 救護班（石川）の看護婦 1 名は 1946（昭和 21）年 4 月 18 日仏印サンジャックにて車にはねられ死亡した。

おわりに

日赤の戦時衛生支援は、あらかじめ人員材料、資金などの準備に基づくものであり、戦傷者を敵

味方なく救護するという目的のため、平時から軍との取り決めのもと、安全とともに輸送、医療材料、救護員の宿舎や食事などの兵站の提供に関して軍の協力を得て行うものであった。その制度は、かつては軍と日赤との互恵的な関係のもとに、戦争が起こるたびに経験をふまえて改良が加えられてきたものであった。しかし日露戦争以降、特にこの戦いにおいて日赤の衛生支援は、法令そして制度上も、戦争を遂行しようとする軍の要求にはぼそのまま従うかたちで改変、あるいは運用されたと考えられる。

この戦争で日本は無謀な戦いをし、多くの犠牲者を出した。日赤は、衛生支援に全面的に協力し、看護婦をつぎつぎと速成養成し、繰り上げ卒業を行って動員した。看護婦自身も個々の事情があっても、日赤の看護婦であることを誇りに思い、召集に応じた。しかし熱帯地方特有の伝染病が多く発生する劣悪な衛生環境で、前線ではないはずの兵站病院が爆撃を受け、命の危険にさらされながら、大勢の栄養失調や感染症の患者、傷病者の看護を行った。医療材料は極度に不足し、自ら食糧確保にも努めなければならなかった。救護員の質は低下し、海上輸送の危険や本土決戦の準備のため内地送還が困難となり補充交代もできなかった。そして非戦闘員でありながら死者行方不明者29名の救護員の犠牲者を出した。

日赤が戦時救護を主たる目的とした組織であった以上、救護員を派遣して目的を果たそうとするのは当然であったといえる。また戦争が必然的に人命の損失をとまらうならば、もとより満足できる衛生支援などないのかもしれない。しかしその制度の実態は陸軍、日赤の双方にとって目的を達するものではなくなくなってしまっていた。ビルマ戦による戦没者は約18万名といわれ、その多くはマラリアや栄養失調による死者である。食糧もさることながら、適切な医療、看護さえ受けられれば必要のなかった苦痛と避けられた死がたくさんあったことを忘れてはならない。

注・参考文献

- 1) 永田龍太郎編. 紅染めし——従軍看護婦の手記——. 東京: 永田書房; 1977. p.167-184 元第118兵站病院付軍医少尉萩尾正孝氏によるもの. ビルマ派遣の16の日赤救護班の行動についてはもっとも正確な記述である.
- 2) 衛生支援は軍が主体的に行う戦時衛生活動を赤十字などの民間の団体が支援することを意味する. 看護婦組織による救護班の救護活動は、日赤の衛生支援の一つに位置づけられる.
- 3) 川口啓子. 従軍看護婦と日本赤十字社—その歴史と従軍証言. 京都: 文理閣; 2008.
- 4) 亀山美知子. 近代日本看護史Ⅱ戦争と看護. 東京: ドメス出版; 1997上(3)とともに、看護婦の需要を満たすために日赤がとった養成制度の変更にについて描かれているが、日赤の戦時救護活動の根拠となった法令、軍との関係、その他の制度について明らかにしたものはない.
- 5) 小菅信子. 太平洋戦争下日本軍における捕虜虐待の史的背景に関する一考察——日本における赤十字思想の展開と凋落——. 上智大学史学会 1992; (37): 79-100
- 6) 立川京一. 宿久晴彦. 政府および軍とICRC等との関係—日清戦争から太平洋戦争まで—(前編). 防衛研究所紀要 2008; 11(1): 105-150
- 7) 黒沢文貴他編. 日本赤十字社と人道援助. 東京大学出版会; 2009.
- 8) 河合利修. 日本赤十字社の戦時救護事業と陸海軍. 軍事史学 2010; 46(2): 89-110
- 9) 山田ノリ子. 第二次世界大戦後の中国における日赤従軍看護婦. 歴史民俗資料学研究 2008; (13): 175-206
- 10) 同上6), 8)
- 11) 井上忠男. 戦争と救済の文明史. 東京: PHP新書; 2003. p.61
- 12) 日本赤十字社長は徳川圀順. 水戸徳川家第13代当主, 貴族院議長, 陸軍軍人.
- 13) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A03022231300. 御署名原本・昭和十三年・勅令第六三五号・日本赤十字社条例ヲ日本赤十字社令ト改題シ同令中改正(国立公文書館)
- 14) JACAR Ref.C01005090400. 昭和14年「来翰綴(陸普)第1部」(防衛省防衛研究所)
- 15) 同上8)
- 16) 久我亀 昭和7年陸軍軍医監
- 17) 陸上自衛隊衛生学校編. 大東亜戦争陸軍衛生史1 陸軍衛生概史. 東京: 陸上自衛隊衛生学校; 1971. p.201. 医事課と日赤との会議で、日赤側は標記の数の救護班を準備できると陸軍の医事課担当者に対して説明

- 18) 同上 17), p. 202.
- 19) 亀山美知子. 日本赤十字社と看護婦. 東京: ドメス出版 1983, 舟越五百子. 第二次世界大戦における日本赤十字社の看護教育. 東北大学大学院教育学研究科研究年報 2005; 54(1): 81-107 など. 甲種の入学資格は高等女学校卒業以上の年齢 17 歳以上 25 歳までで, 養成は 3 年の課程 (ただし戦時中は 2 年で養成), 乙種は高等小学校卒業または高等女学校 2 年以上の課程を修了した年齢 14 歳以上 20 歳までであり, 養成は 2 年の課程であった. 甲種, 乙種の任用期間 (すなわち召集に応じる期間) は 12 年間, 臨時看護看護婦の任用期間は 5 年間であった.
- 20) 陸軍での看護婦養成は昭和 19 年と 20 年の 2 度に行われて実施された. 1944 (昭和 19) 年 10 月 11 日陸密第 4327 号看護婦生徒採用及び教育規則に基づき看護婦生徒 1,950 名を, 1945 (昭和 20) 年 3 月 24 日の陸密 1059 号により 2,000 名を採用した. 1945 (昭和 20 年) 採用の生徒は任務につく前に終戦を迎えた. 同上 17), p. 200-202
- 21) 陸軍省医務局. 陸軍衛生部将校陣中必携. 1933. 彰古館所蔵
- 22) JACAR Ref.C01000072800. 昭和 17 年「陸軍密大日記 第 6 号 1/3」(防衛省防衛研究所)
- 23) JACAR Ref.C01000733200. 昭和 17 年「陸軍密大日記 第 48 号 1/3」(防衛省防衛研究所)
- 24) 宮部一三編. 白衣の天使. 東京: 叢文社; 1982. p. 21 静岡支部長宛日本赤十字社看護総長からの秘密命令.
- 25) 同上 1), p. 169
- 26) 同上 24)
- 27) 看護婦の食事や宿舎などの身の回りの世話をする役夫 (男性). 看護員であり傭人
- 28) 橋本武彦. 累骨の谷——ビルマ兵站病院壊滅記——. 東京: 旺史社; 1979. p. 191
- 29) 同上 1), p. 139
- 30) 第 364 救護班 (群馬) 業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 31) 谷川美津枝. 女たちの遙かなる戦場. 東京: 光人社; 1989. p. 11
- 32) F 氏へのインタビューより. 2012 年 3 月 24 日実施. 臨時看護看護婦の中には病院等での看護経験を積んだものもいた.
- 33) 日本赤十字社熊本県支部編集発行. 死線を越えて—救護看護婦の手記. 1979; p. 180
- 34) 日赤岐阜戦時救護の記録編集委員会. 日赤岐阜戦時救護の記録. 岐阜: 日本赤十字社岐阜県支部; 1982.
- 35) 元日赤従軍看護婦の会編集発行. 日本赤十字従軍看護婦—戦場に捧げた青春. 1988; p. 193
- 36) 同上 1), 32)
- 37) JACAR Ref.C01007602000. 昭和 19 年陸軍綴盟第 7205 部隊 (防衛省防衛研究所)
- 38) 1900 (明治 33) 年日本赤十字社戦時給与規則. 日本赤十字看護大学所蔵
- 39) 1938 (昭和 13) 年日本赤十字社令第 11 条により日赤救護員の給与の官給が可能となっていた.
- 40) JACAR Ref.C06030026800. 昭和 17 年陸軍普大日記 第 4 号 (防衛省防衛研究所). 1942 (昭和 17) 年 2 月 1 日陸軍普 82 号.
- 41) 同上 17), p. 490
- 42) JACAR Ref.C08050559000. 大正 11 年公文備考卷 95 医事 1 (防衛省防衛研究所) 日本赤十字社戦時給与規則 (大正 8 年 5 月 1 日本達甲第 9 号) 使丁一日 1 円 50 銭以内
- 43) 本俸の最高額を受け, 戦時勤務 2 箇年をこえて成績優秀なるものは特に本俸の 4 分の 1 以内の増俸を行うことができ, また戦地, 臨戦合囲地境, 国外に派遣し, もしくは病院船で勤務するものへの加俸として救護書記以下に本俸の 4 分の 2 を支給できた. また陸軍伝染病予防規則に定められる伝染病, ハンセン病, 流行性感冒, 伝染の恐れのある結核性疾患を有する患者の看護業務にあたるものには月額 5 円 50 銭以内が増給された.
- 44) JACAR Ref.C04017010900. 昭和 17 年陸軍普書類綴秘 柿部隊本部 (防衛省防衛研究所)
- 45) JACAR Ref.C04017035400. 昭和 19 年陸軍普綴陸軍被服本廠新潟出張所 (防衛省防衛研究所)
- 46) 第 364 救護班 (群馬) 業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 47) 第 365 救護班 (長野)「発送通知は来たが現品が届かない」, 第 330 救護班 (香川・徳島合同)「一切追送品がこない」, 第 364 救護班 (群馬)「一部追送品のみ届いた」, 第 367 救護班 (旧愛媛)「紛失せず届いた」第 366 (旧和歌山)「一部追送品届いた」, 第 368 救護班 (福岡)「途中紛失によりちり紙 24 束のみ」など. それぞれ業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 48) JACAR Ref.C01005310300. 昭和 18 年来翰綴 (陸普) 第 1 陸軍技術研究所 (防衛省防衛研究所)
- 49) 第 368 救護班 (福岡) 業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 50) 日赤岐阜戦時救護の記録編集委員会. 日赤岐阜戦時救護の記録. 日本赤十字社岐阜県支部 1982. p. 102
- 51) 第 364 救護班 (群馬), 第 367 救護班 (愛媛), 第 368 救護班 (福岡) 業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 52) 第 368 救護班 (福岡) 業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 53) 第 336 救護班 (旧和歌山) 昭和 18 年 6 月分業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 54) 同上 50), p. 99
- 55) 第 364, 366, 367, 368 救護班 (在ラングーン) 業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 56) 元南方第十六陸軍病院戦友会編集発行. メナムの夕映え. 2001

- 57) 昭和18年ある1ヶ月の支給状況, 第364救護班(群馬)業務報告書. 日本赤十字社所蔵 p.214, 同上24), p.224
- 58) 第489救護班(広島)業務報告書. 日本赤十字社所蔵 73) 同上32)
- 59) 同上19) 舟越の論文 74) 同上24), p.47.
- 60) 亀山美知子. 「救護員十訓」の成立過程について. 京都市立看護短期大学紀要; 1980(5): 1-9 75) 同上35)
- 61) 第488救護班(石川)業務報告書. 日本赤十字社所蔵 76) 正金銀行, 三菱商事, 高岡水産商会, 安宅商会, 塩水港製糖会社, 日本綿花栽培協会, 東洋綿花株式会社, 鐘紡株式会社, 昭和製靴, 丸永会社, 三村印刷所, 同仁会, 国友会, 貨物被服廠等
- 62) 救護看護婦従軍記録編集委員会. 真白に細き手をのべて. 日本赤十字社佐賀県支部1996. p.137 77) 同上34), p.99
- 63) 同上62), p.134. 同上23), p.180 78) 同上24), p.176.
- 64) 同上62), p.131 79) 日本赤十字社広島県支部戦時救護班史. 鎮魂の譜. 日本赤十字社看護婦同方会広島支部編集発行1971. pp.92-110
- 65) 同上1), pp.75-176 80) ラングーン第106兵站病院及び南方第二陸軍病院ではX線写真撮影が可能. 業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 66) H氏へのインタビューより. 2014年8月7日実施. 81) 第364(群馬), 第365救護班(長野)業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 67) 同上28), p.13 82) JACAR Ref.C01007791400. 昭和15年来翰綴(支満)第4部(防衛省防衛研究所)
- 68) 送乙第2180号戦時衛生勤務令明治36年. 第132項 彰古館所蔵 83) 同上17), p.597
- 69) 同上28), p.130 84) 日本赤十字社. 社史稿第5巻. 東京: 日本赤十字社; 1969. p.203
- 70) 同上24), p.33及びp.62 85) 業務報告書. 日本赤十字社所蔵
- 71) 青木九一郎. 南方の記五一自昭和19年1月1日至昭和19年3月11日. 防衛研究所戦史研究センター所蔵, 昭和19年2月24日の日記
- 72) 宮部一三. 死んでも捕虜にならないでビルマ・日赤和歌山従軍看護婦の悲劇. 叢文社; 1996. p.63,

The Red Cross System for War Relief during the Second World War and Actual Conditions of Its Efforts in Burma

Yukari KAWAHARA

Japanese Red Cross College of Nursing

This paper aims to show the system for relief provided by the Japanese Red Cross relief units during the Second World War, as well as the actual activities of sixteen of its relief units dispatched to Burma. The Red Cross wartime relief efforts involved using personnel and funding prepared beforehand to provide aid to those injured in war, regardless of their status as ally or enemy. Thus they were able to receive support from the army in order to ensure safety and provide supplies. Nurses dispatched to Burma took care of many patients who suffered from malnutrition and physical injuries amidst the outbreak of infectious diseases typical of tropical areas, without sufficient replacement members. Base hospitals not meant for the front lines also came under attack, and the nurses' lives were thus in mortal danger. Of the 374 original members, 29 died or went missing in action.

Key words: Burma War, Japanese Red Cross Society, Nursing, System